

第2節 協働と参加による自立した地域づくり

1 共に創るまちづくり

地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、市民・地域コミュニティ・NPOなどの市民活動団体・企業・市議会・行政等が協働し、相互に情報を共有して、責任と役割を分担するとともに、市民等が積極的に住民自治のまちづくりに参画できる仕組みづくりを進めます。

また、協働のまちづくりの中核となる自治組織やNPOなどの支援に努め、組織の活性化を促進します。

【目標】

項目	現 状	目 標
自治基本条例の制定	先進事例の調査	制定(平成24年度)
自治組織への支援措置等の検討	検討組織設置の検討	制度統一(平成25年度)
市民活動支援センター利用者数	1,030回(平成21年度)	1,200回(平成28年度)

(1) 自治基本条例(仮称)の制定

【現況と課題】

少子高齢時代の本格的な到来や地域経済の低迷が続く中、市民ニーズの多様化・高度化への対応と行政改革の推進が喫緊の課題となっています。

特に、市民・地域コミュニティ・NPOなどの市民活動団体・事業者・市議会・行政等の責任と役割を明文化し、これらの主体が共にまちづくりを行うための理念や仕組みを条例化するなどの取組が重要です。

このことから、住民自治のまちづくりに向けた意識啓発を図り、幅広い市民の参画を進めながら、市民全体で協働のまちづくりを推進する仕組みづくりが必要となっています。

【今後の取組】

施策1 条例制定の趣旨や意義に関する講演会等の開催により、市民意識の醸成に努めます。

施策2 住民自治に基づく自治体運営の基本原則を規定した自治基本条例を制定します。

(2) 市民参画の推進

【現況と課題】

本市には、まちづくりに取り組む多くの団体があり、芸術・文化活動、福祉活動など幅広い分野で特色ある活動が展開されています。

また、地方分権の進展などを背景に、市民の主体的な参加・参画が求められています。

年々多様化する市民ニーズに対応するためには、行政情報の積極的な公開と併せ、市民意識の醸成に努めながら、幅広い市民の意見を市政に反映させるとともに、市民や行政等がともに地域課題の解決に取り組むまちづくりが求められています。

【今後の取組】

施策1 協働のまちづくり基本方針の啓発により、市民との協働を推進します。

施策2 各種計画策定への市民参画を推進するとともに、ホームページや広報等を利用したパブリックコメントを推進します。

施策3 市民憲章の普及・啓発に努めます。

(3) 自治組織の支援・育成

【現況と課題】

自治組織は、気仙沼地域では173行政区のうち172行政区（171組織）、唐桑地域では36行政区全て（12組織）、本吉地域でも40行政区全て（40組織）で組織されています。

また、コミュニティセンター（6施設）、集会所等（44施設）、公民館のほか、自治組織が管理する集会施設が自治組織の活動拠点として利用されています。

自治組織に対する補助の制度や集会施設の管理方法は、それぞれの地域で異なっており、均衡のとれた支援とする必要があります。

また、地域を取り巻く環境や市民意識の変化などにより、自治組織への加入率の低下や役員の手不足などの問題が顕在化しています。

【今後の取組】

施策1 全市域での自治組織結成を推進します。

施策2 均衡のとれた自治組織への支援や集会施設の管理のあり方について検討します。

施策3 情報提供を行いコミュニティ活動に対する市民意識の高揚を図るなど、自治組織活動の活性化を促します。

施策4 地域リーダーや後継者育成のための研修会を開催し、担い手の育成支援に努めます。

(4) NPO等との協働と支援

【現況と課題】

市内では多くのNPOが活動していますが、うち14団体がNPO法人（特定非営利活動法人）として、宮城県の認証を受けています（平成22年11月現在）。

それぞれの団体は、課題意識を持ちながら、まちづくり活動を行っていますが、人材の確保や財政基盤の確立が共通の課題となっています。

市では、市民・地域コミュニティ・NPOなどの市民活動団体・企業・市議会・行政等をまちづくりのパートナーに位置づけ、市民活動支援センターを設置して各種情報提供や運営に関する相談受付などの支援を行っています。

【今後の取組】

施策1 市民活動支援センターの機能の充実により、市民活動団体のマネジメント力の向上に努め、専門的な知識やネットワークなどを広くまちづくりに活用します。

施策2 市民活動支援センターの運営に当たっては、効果的な運営方法を検討します。

施策3 市民・地域コミュニティ・NPOなどの市民活動団体・企業・市議会・行政等による協働のまちづくりへの共通理解を促進するとともに、多くの分野での協働によるサービスの提供に努めます。

施策4 市民・地域コミュニティ・NPOなどの市民活動団体・企業・市議会・行政等の交流の機会を設け、他団体との交流を通じた活動の活性化を促します。

2 市政の「見える化」の推進と市民に愛される市役所づくり

市民との情報共有化や市政の「見える化」を図るため、市広報や市ホームページ等を活用し、市政の現状や施策、事業等について分かりやすく伝えるなど、より積極的な広報活動を展開するとともに、市民ニーズ等の把握のため、定期的な市民懇談会の開催をはじめとする広聴活動の充実に取り組み、地域課題に対応した施策の展開に努めます。

また、職員の資質や能力の向上を図り、適材適所の職員配置を行うとともに、市民に愛される市役所づくりに努めます。

【目標】

項目	現状	目標
市広報の充実	市広報本編 毎月1日発行 お知らせ版 毎月15日発行 ※市内全世帯に配付	<ul style="list-style-type: none"> 重要施策等と一層連動した記事掲載 より見やすく分かりやすい紙面づくり
市ホームページの充実	市ホームページアクセス数 34,000件/月平均 (平成21年度)	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページアクセス数 50,000件/月平均 (平成28年度) 見やすく分かりやすいページづくり 迅速な更新等による最新情報の提供
市政に対する意見等の把握	ファクス・電子申請・電子メール・市民ポスト等により意見・提言を随時把握	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページと市広報等の活用による積極的な意見の把握(平成23年度～) 市政懇談会や各種説明会での御意見カードの活用
市政懇談会の定期開催	自治会等の要望に応じ随時開催	<ul style="list-style-type: none"> 定例の市政懇談会を毎年度3地域で実施 重要政策に関する懇談会の適宜実施 (平成23年度～)
市長記者会見の定例化	<ul style="list-style-type: none"> 市議会定例会開会前の開催 臨時記者会見の適宜実施 	<ul style="list-style-type: none"> 定例会開会前と定例記者会見(2週間毎)の継続開催 臨時記者会見を引き続き開催 説明内容の速やかなホームページへの掲載 (平成22年度～)
パブリックコメントの制度化	試行中	平成23年度
人材育成基本方針の策定	検討中	平成23年度
人事評価制度の本格導入	試行中	平成23年度
職員研修の充実	各種研修を実施	毎年度の実施・充実
適材適所の配置	業務・配置に関する意向調査を実施	業務配置に反映
人事交流の推進	実施中	充実

(1) 広報・広聴の充実

【現況と課題】

市広報や市ホームページ等により市政に関する情報を提供し、各地区での市政懇談会の開催や市民ファクス等により、市民ニーズや意見等の把握に努めています。

しかしながら、地域を取り巻く環境が変化する中で、多様化する行政需要を的確に把握し、市政運営を着実に進展させていくためには、市民へのさらなる広報による情報の発信と、積極的に市民の声を伺う広聴機会の創出が重要となっています。

多様な媒体を活用した積極的な広報活動と広聴活動の展開が求められています。

【今後の取組】

施策 1 市広報や市ホームページのリニューアルを適宜行い、見やすく分かりやすい情報の提供を図るとともに、市政への意見把握に努めます。

施策 2 市長定例記者会見の実施により、市政に関して市長からの直接の情報発信に努め、本市の宣伝を図るとともに、会見内容について市ホームページなどにより周知を図ります。

施策 3 市政懇談会を各地域で定期的に開催し、積極的な情報提供と市民ニーズ等の把握に努めるとともに、重要政策に関する懇談会を適宜開催します。

施策 4 重要政策に関するパブリックコメントを実施し、市民意見の把握に努めます。

(2) 職員の資質向上と市民に愛される市役所づくり

【現況と課題】

地方分権が進展する中、地方自治体には自己決定と自己責任が一層求められており、分権型社会の担い手として、時代の潮流と市民ニーズを的確に把握し、市民目線で適切に対応できる職員の育成がますます重要となっています。

このことから、職員の能力を最大限に引き出し、地域の競争力強化のけん引者として活躍できる職員の育成に努めるとともに、行政課題に対応した組織の構築や親切・丁寧な接遇、工夫により、市民サービスの向上に取り組むことが必要となっています。

【今後の取組】

施策 1 人材育成基本方針を策定し、適正な人事管理・職場環境づくりや自己啓発などによる人材育成を図り、市民サービスの向上につなげます。

施策 2 人事評価制度の導入により業務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、昇進等の配置や給与、人材育成等に活用します。

- 施策3** 職員が幅広い知識を習得できるよう、自己啓発の機会を提供するとともに、専門的知識や技術を習得し、応用力を養成する研修を進めます。
- 施策4** 職員一人ひとりが自己の能力を最大限に発揮できるよう、業務・配置に関する意向調査を実施し、職員の能力や適性、意欲などを踏まえた適材適所の配置に努めます。
- 施策5** 広い視野を養い、行政運営の手法を習得するとともに、重要政策等の推進に向け、国・県等との人事交流や研修派遣の実施に努めます。
- 施策6** 新たな行政課題や行政ニーズに対応し、スクラップアンドビルドを踏まえた簡素で効率的な組織機構の見直しを図ります。
- 施策7** 市民に親しまれる市役所、明るく風通しの良い職場を目指し、市民への積極的な声かけと職員間のあいさつの励行、職場内の情報共有等に努めます。
- 施策8** 来庁者が安心して用事を済ませることができるよう、創意工夫による市民サービス向上について、常に意識して取り組みます。

3 男女共同参画社会の確立

男女が互いの人権を尊重しつつ、家庭や職場、地域等、あらゆる分野において責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

【目標】

項目	現状	目標
審議会等委員への女性の登用率	18.7%(平成21年度)	35%以上(平成28年度)

(1) 男女共同参画社会形成の推進

【現況と課題】

男女が対等なパートナーとして支え合う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画都市宣言や気仙沼市男女共同参画基本計画に基づき、意識の醸成に向けた普及・啓発とともに、各種施策の実施に努めています。

しかし、性別による役割分担意識やそれに起因する社会慣行等は、男女がその能力を十分に発揮する機会の阻害要因となっています。

また、女性に対する暴力は、人権に関わる重大な問題として、被害が潜在化する傾向にもあり、ドメスティック・バイオレンスに対する正しい認識とその根絶に向けた啓発活動の推進とともに、被害者の救済体制の充実が求められています。

【今後の取組】

施策1 男女共同参画への理解を深める啓発活動を強化し、人権の尊重や男女平等意識の浸透を図ります。

施策2 男女がともに職業生活と家庭・地域生活を両立できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努めます。

施策3 ドメスティック・バイオレンス相談窓口の充実を図り、被害者の救済と自立支援に努めるとともに、警察とも連携し、暴力の根絶に向けた啓発活動を推進します。

施策4 市民・事業者・関係機関との連携により、各種施策の効果的な推進に努めます。

4 行財政の基盤強化と運営効率化

気仙沼市行政改革推進プログラム（平成22年度～25年度）に基づき、行財政体制の強化と市民に愛される市役所づくりを目指し、行政サービスの向上、財政の健全化に取り組みます。

【目標】

項 目	現 状	目 標
行政資源の効果的配分と財政の健全化	行政の担うべき役割の重点化、市民協働による市政推進等、8つの改革の視点に基づき74項目の行政改革を実施（平成18～21年度）	平成23年度からの事業仕分けの実施や事務事業の見直し、市税の収納率の向上（現年分96.4%から97.4%）、職員との協力による財源確保など21項目を実施
行政能力の向上と組織の充実		平成23年度の人事評価制度の構築や行政課題を踏まえた組織機構の見直し、重点政策推進のためのプロジェクトチームの設置など8項目を実施
市民の視点に立った行政サービスの向上		平成24年度からの市税等の納付方法の拡大や窓口サービスの向上、電子申請サービスの提供、ガス事業の民営化など12項目を実施。
「見える化」と「協働」による開かれた行政運営		平成24年度の自治基本条例の制定と市民参加の推進や協働のまちづくりの推進、広報・インターネット等による意見把握、市広報及び市ホームページの充実など16項目を実施
プログラムの推進による歳入増効果額	約4億円 （平成18～21年度）	約3億9千万円 （平成22～25年度）
プログラムの推進による歳出減効果額	12億3千万円 （平成18～21年度）	約11億3千万円 （うち、職員との協力による財源確保4.7億円） （平成22～25年度）

(1) 健全な行財政体制と運営の効率化

【現況と課題】

厳しい財政状況の中、多様化する市民ニーズに対応するためには、スリムで機動的な組織

の構築や財源の確保を図るとともに、職員一人ひとりの能力を高め、課題の解決に取り組むことが求められています。

このことから、市行政改革推進プログラムに掲げる4つの改革の柱に基づき、行政改革を積極的に推進する必要があります。

【今後の取組】

施策1 行政資源の効果的配分と財政の健全化

選択と集中による業務刷新と重要政策の推進により、重点分野への予算の重点配分など、行政資源の効果的配分に努めるとともに、歳入確保と受益者負担の適正化や歳出の見直しと行政コストの縮減、中期的な財政見直しにより、財政の健全化を図ります。

施策2 行政能力の向上と組織の充実

柔軟で効率的な組織体制の構築に努めながら、職員の人材育成と適性配置、政策企画力の向上等により、行政能力の向上と組織の充実を図ります。

施策3 市民の視点に立った行政サービスの向上

快適なサービス提供に努めるとともに、情報通信基盤活用、民営化による行政サービスの効率化を進め、市民の視点に立った行政サービスの向上に努めます。

施策4 「見える化」と「協働」による開かれた行政運営

市民参加と協働を推進するとともに、行政の透明性向上と説明責任の強化を図り、予算・財政状況を市民に分かりやすく説明するなど、「見える化」と「協働」による開かれた行政運営を進めます。

(2) 広域行政と地域連携の推進

【現況と課題】

市民の日常生活や社会活動が市域を越え、通勤圏・通学圏・医療圏及び商圈が形成されている実態を踏まえ、広域的な視点に立ち、近隣や三陸沿岸の自治体と連携・協調し、課題解決や振興策に取り組んできました。

今後、地域主権の進展が予想され、自治体それぞれの役割等を踏まえるとともに、新たな視点に立った広域行政や地域連携を推進する必要があります。

【広域行政】

- ・気仙沼・本吉地域広域行政事務組合（南三陸町・気仙沼市）

【地域連携】

- ・三陸地域地方都市建設協議会（大船渡・陸前高田・気仙沼市、住田町）
- ・三陸沿岸都市会議（八戸・久慈・宮古・釜石・大船渡・陸前高田・気仙沼市）
- ・三陸縦貫鉄道気仙沼線整備強化期成同盟会（石巻・登米・気仙沼市、南三陸・涌谷町）など

【今後の取組】

施策1 相互の役割等を明確にし、協議・調整を図りながら連携を進めます。

施策2 魅力ある圏域形成と交流人口の増大に向け、気仙沼・本吉地域広域市町村圏計画や気仙沼・本吉地域力創造推進計画に基づく事業の推進に努めます。

施策3 観光について、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会や伊達な広域観光推進協議会などとさらなる連携を深め、実効性のある広域連携の取組を進めます。

5 国際・地域間交流の推進

市民と在住外国人がお互いの文化を理解し、豊かな国際感覚をはぐくみながら協力して生活できる多文化共生社会の形成を促進するとともに、企業や市民団体と連携した国際交流を推進します。

また、友好都市等については、それぞれが持つ資源を生かした交流の拡大に努めます。

【目標】

項 目	現 状	目 標
在住外国人の日本語教室受講者数	162人(平成21年度)	240人(平成28年度)
在住外国人の市小さな国際大使館への相談件数	13件(平成21年度)	20件(平成28年度)
吉林市昌邑区との友好都市協定締結	旧本吉町と締結	締結(平成23年度)
舟山市との学生交流の推進	平成18年度招聘 20人 平成22年度派遣 20人	計画的実施
目黒区との交流促進	民間交流2件 (平成21年度)	新規交流事業3件 (平成28年度)

(1) 在住外国人への支援と国際交流の充実

① 多文化共生社会の形成促進

【現況と課題】

本市に居住する外国人は年々増加しており、生活上の不便や不安の解消と市民相互の交流を促進するため、気仙沼市小さな国際大使館を設置し、日本語教室や相談業務・交流事業などを展開して在住外国人への支援を行っています。

唐桑地域では気仙沼市国際交流協会、本吉地域では本吉町国際交流協会が在住外国人との交流事業を行っています。

国籍・民族等の異なる人々が、文化の違いを認め合い、人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる多文化共生社会の形成が必要になっています。

【今後の取組】

- 施策1** 日常生活の不便や不安を解消するための相談業務実施や日本語教室の定期的な開催のほか、行政情報の随時提供など、支援の充実に努めます。
- 施策2** 小さな国際大使館の機能充実を図り、日本文化の理解促進等を通じて、在住外国人の地域参加を支援します。
- 施策3** 市民が参加する国際交流イベントなどを実施して、国際理解を促進します。
- 施策4** 災害時通訳ボランティアなど防災対策について検討します。

② 国際交流

【現況と課題】

本市の基幹産業である水産業を中心に、幅広い分野で技術協力や研修生・実習生等の受入れなど、企業による海外との交流が行われる一方、国際交流団体では海外訪問などの交流事業を行っています。

最近では、教職員や生徒の相互訪問などを通して海外の学校との交流を深めるなど、教育分野でも積極的な取組が行われています。

今後も企業や国際交流団体等と連携し、交流事業の促進を図りながら、国際理解を深める必要があります。

【今後の取組】

- 施策1** 企業や国際交流団体等との連携を図り、市民の国際理解・国際交流等の活動支援に努めます。
- 施策2** 気仙沼市国際交流協会と本吉町国際交流協会の統合により組織強化を図ります。

(2) 姉妹都市・友好都市との交流

【現況と課題】

国外では、コスタリカ共和国プンタレナス市と姉妹都市を、中国浙江省舟山市とは友好都市を、米国シアトル港湾局とは友好港の提携を行い、それぞれの地域性を理解し、相互の結び付きを深めています。

また、国内では、岩手県一関市、東京都目黒区と友好都市の提携を行い、相互交流を進めています。

姉妹都市、友好都市は、それぞれ歴史的な背景や民間交流など、これまでの成果や意義等を踏まえ、市民相互の交流の促進を図る必要があります。

旧本吉町と民間交流の中で友好都市を提携していた中国吉林省吉林市昌邑区との友好都市を締結する必要があります。

【今後の取組】

- 施策1 国際交流の拡大を図り、市民の国際理解を深め、国際性豊かなまちづくりを推進します。
- 施策2 地域間交流を計画的に促進し、文化・教育・経済分野における連携強化や、相互の特徴を生かした活力ある地域づくりを推進します。
- 施策3 中国吉林省吉林市昌邑区との友好都市協定締結を推進します。

(3) 地域間交流の充実と定住促進

【現況と課題】

松島町や山形県白鷹町との小学生による交流事業のほか、民間の交流事業などにより、他市町との児童・生徒の交流は年々活発になっています。

青少年の健全育成や地域振興に向けた交流人口増大の観点から、受入態勢を充実させ交流活動を促進させることが必要です。

また、今後も続くと予想される人口減少は、地域産業の停滞や地域コミュニティの活力低下などへの影響が大きいことから、魅力あるまちづくりを進め、定住促進を図る必要があります。

【今後の取組】

- 施策1 青少年の健全育成や地域振興に向け、児童・生徒の交流活動を促進します。
- 施策2 体験学習や教育旅行などの交流事業の受入態勢の整備を進めます。
- 施策3 ニュータウンはまなす台団地等の情報発信による定住促進に努めます。
- 施策4 関係機関・団体と連携し、定住化に向けた態勢の整備を進めます。